

平成24年第2回

# 三重県議会定例会会議録

( 9 月 18 日 )  
( 第 1 号 )

第1号  
9月18日



平成24年第2回

# 三重県議会定例会会議録

## 第1号

○平成24年9月18日（火曜日）

□開会に当たり、鈴木英敬知事、山本教和議長は、それぞれ次のあいさつを述べた。

○知事（鈴木英敬） おはようございます。

開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

平成24年第2回の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

この定例会で御審議いただきます議案は、平成24年度三重県一般会計補正予算（第3号）など15件でございます。また、平成23年度三重県水道事業決算などの認定議案が4件ございます。

内容等につきましては後ほど説明申し上げたいと存じますので、格別の御理解と御協力をいただき、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（山本教和） おはようございます。

第2回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年9月に本県南部に大きな人的・物的被害をもたらした紀伊半島大水害からはや1年が経過いたしました。関係各位の懸命の努力により、復旧・復興作業は進められておりますが、いまだ道半ばであります。

また、先月29日に内閣府から公表された南海トラフ巨大地震の被害想定では、最悪の場合、県内で4万人を超える死者が出ると推計されております。あらゆる手段を尽くして県民の安全・安心を守ることが行政の責務でありま

すので、より一層の取組を期待いたしておるところでございます。

さて、私も全国都道府県議会議長会の会長としてその早期成立を要請してまいりました地方自治法の一部を改正する法律が先月29日に可決成立し、地方議会の会期や政務調査費に関する規定が改められました。

本県議会においても、会期のあり方については、今定例会で条例改正等、所要の見直しを行うとともに、政務調査費については議員報酬とあわせてワーキンググループにおいて検討を進めることといたしましたので、活発に議論していきたいと考えております。

また、先月31日に鳥羽港改修工事に係る調査報告書が公表されました。不適正な工事手続や公文書の書きかえ等が明らかとなりましたが、一連の行為は県政に対する県民の信頼を大きく損なうものですので、再発防止に向け、万全の対策を講ずることを強く求めます。

今期定例会に提出されました諸議案については後刻説明を求めるといたしますが、いずれも重要な案件でございます。予算編成プロセスや地域機関の見直しなど、当面する県政の諸課題とあわせまして十分な御審議をいただきますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。

---

## 紹 介

○議長（山本教和） 開会に先立ち、去る7月18日に任命されました谷川憲三公安委員会委員、7月19日に任命されました田中正孝監査委員を御紹介いたします。

〔谷川委員、田中委員の順で入場〕

○議長（山本教和） それでは、谷川憲三公安委員会委員、御挨拶願います。

○公安委員会委員（谷川憲三） 御紹介賜りました谷川でございます。今後、皆様方にはいろいろ御指導、御支援賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（山本教和） 次に、田中正孝監査委員、御挨拶願います。

○監査委員（田中正孝） 監査委員に再任されました田中正孝でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(山本教和) 以上で紹介を終わります。

[谷川委員、田中委員退場]

---

### 議事日程(第1号)

平成24年9月18日(火) 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 議案第1号から議案第15号まで並びに認定第1号から認定第4号まで  
[提案説明]
- 第4 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第5 特別委員会の調査事項に関する報告の件

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案第1号から議案第15号まで並びに認定第1号から認定第4号まで
- 日程第4 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 日程第5 特別委員会の調査事項に関する報告の件

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員	51名		
1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子

5	番	彦	坂	公	之
6	番	栗	野	仁	博
7	番	石	田	成	生
8	番	大久保		孝	栄
9	番	東			豊
10	番	中	西		勇
11	番	濱	井	初	男
12	番	吉	川		新
13	番	長	田	隆	尚
14	番	津	村		衛
15	番	森	野	真	治
16	番	水	谷	正	美
17	番	杉	本	熊	野
18	番	中	村	欣一郎	
19	番	小	野	欽	市
20	番	村	林		聡
21	番	小	林	正	人
22	番	小	野	英	介
23	番	中	川	康	洋
24	番	今	井	智	広
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	辻		三千	宣
28	番	笹	井	健	司
29	番	稻	垣	昭	義
30	番	北	川	裕	之
31	番	館		直	人
32	番	服	部	富	男

33	番	津	田	健	児
34	番	中	嶋	年	規
35	番	竹	上	真	人
36	番	青	木	謙	順
37	番	中	森	博	文
38	番	前	野	和	美
39	番	水	谷		隆
40	番	日	沖	正	信
41	番	前	田	剛	志
43	番	舟	橋	裕	幸
44	番	三	谷	哲	央
45	番	中	村	進	一
46	番	岩	田	隆	嘉
47	番	貝	増	吉	郎
48	番	山	本		勝
49	番	永	田	正	巳
50	番	山	本	教	和
51	番	西	場	信	行
52	番	中	川	正	美
(42)	番	欠			番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏	一
書記（事務局次長）	神	戸	保 幸
書記（議事課長）	原	田	孝 夫
書記（企画法務課長）	野	口	幸 彦
書記（議事課副課長）	山	本	秀 典
書記（議事課主幹）	加	藤	元

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
総 務 部 長	稲 垣 清 文

---

午前10時1分開会・開議

開 会 ・ 開 議

- 議長（山本教和） ただいまから平成24年第2回定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

諸 報 告

- 議長（山本教和） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第1号から議案第15号まで、報告第1号から報告第23号まで並びに認定第1号から認定第4号までは、さきに配付いたしました。

なお、認定議案につきましては、地方公営企業法第30条に定める書類及び監査委員の審査意見並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に定める監査委員の審査意見がつけられております。

次に、県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書につきましては、さきに配付いたしました。

次に、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、公立大学法人三重県立看護大学の平成23年度業務実績に関する評価結果が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の規定に



より、県の主要出資法人に係る経営状況等の審査及び評価の結果に関する報告書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、交付決定実績調書及び年次報告が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、三重県地域づくり推進条例の規定に基づく実施状況報告書、三重県男女共同参画推進条例の規定に基づく年次報告、子どもを虐待から守る条例の規定に基づく年次報告書、三重の森林づくり条例の規定に基づく実施状況及び三重県食の安全・安心の確保に関する条例の規定に基づく年次報告書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告3件並びにこれまでに採択いたしました請願のうち、その処理経過及び結果の報告を求めたものについて、請願・陳情処理経過一覧表が提出されましたので、それぞれお手元に配付いたしました。

次に、説明のための出席要求につきましては、お手元に配付の名簿のとおり出席を求めました。

以上で報告を終わります。

---

## 提 出 議 案 件 名

- 議案第1号 平成24年度三重県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第2号 平成24年度三重県電気事業会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 三重県条例の一斉点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例案
- 議案第4号 三重県食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例案
- 議案第5号 三重県指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定める条例案
- 議案第6号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

- 議案第7号 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の一部を改正する条例案
- 議案第8号 三重県立草の実リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例案
- 議案第9号 三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第10号 都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第11号 工事請負契約の変更について（三重県防災通信ネットワーク更新工事（衛星系））
- 議案第12号 工事請負契約の変更について（一般国道311号遊木バイパス道路改良（遊木トンネル（仮称））工事）
- 議案第13号 工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）宮川幹線（第12工区）管渠工事）
- 議案第14号 財産の取得について
- 議案第15号 平成23年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 認定第1号 平成23年度三重県水道事業決算
- 認定第2号 平成23年度三重県工業用水道事業決算
- 認定第3号 平成23年度三重県電気事業決算
- 認定第4号 平成23年度三重県病院事業決算

---

## 会議録署名議員の指名

○議長（山本教和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、

5番 彦坂公之 議員  
11番 濱井初男 議員  
18番 中村欣一郎 議員

以上、3名の方を指名いたします。

## 会 期 の 決 定

○議長（山本教和） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月19日までの93日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認め、会期は93日間と決定いたしました。

## 議 案 の 上 程

○議長（山本教和） 日程第3、議案第1号から議案第15号まで並びに認定第1号から認定第4号までを一括して議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（山本教和） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 平成24年第2回定例会の開会に当たり、議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たっての私の考え方を申し述べます。

まず、鳥羽港改修工事における一連の事案についておわびいたします。

今回、平成21年度から22年度にかけて施工した鳥羽港の防波堤築造工事について、虚偽の事故繰越資料を作成し、また、一部未竣工であった工事を出来高部分検査で完成と認定していたことが判明しました。さらに、これらの工事手続について問われることを避けるため、情報公開請求に際して保管している公文書の書きかえ等を行った上で開示したことが明らかとなりました。

職員によるこうした行為は県民の皆様からの県政全体に対する信頼を大きく損なう重大な問題であり、知事として県民及び議員の皆様には深くおわびを申し上げます。

県民の皆様にとっては、このような行為が行われていたということは到底

想定し得ないことです。また、その中には幹部職員が関与したものもあり、組織的かつ計画的なものであって、断じて許されないことです。

このようなことが起こった根底には、職員のコンプライアンス意識、危機意識の低さがあるとともに、県民の皆様からの血税により行政を運営していることに対する緊張感が欠如していることのあらわれでもあると考えます。また、私自身、このような事態を招いた組織運営、職員に対する管理、監督の責任を極めて重く感じているところです。このため、私自らが先頭に立って、職員とともにこの重大な問題に対して強い決意を持って真正面から取り組む覚悟です。

まずは、過去に国の補助金を受けた公共工事における事後繰越や情報公開に関する手続等の再点検を行います。あわせて、再発防止に向けて、職員のコンプライアンス意識、危機意識の向上、公共工事の各段階における意思決定の明確化と執行の適正化、公共工事に携わる職員の技術力向上とサポート体制の確立、情報公開制度や公文書管理の適切な制度運用の四つの観点での様々な再発防止策を本年12月末までに完了できるよう、庁内に再発防止対策チームを設け、全庁的な再点検や再発防止対策について、総合調整や再点検のチェック等を行う専任職員を配置するなどして、計画的かつ速やかに実行していきます。また、再発防止に向けての取組の客観性、妥当性を確保するため、外部有識者から評価、意見をいただくこととしています。

一日も早い県民の皆様からの県政への信頼回復に努めるとともに、今後二度とこのようなことが起こらないようにするため、全組織を挙げて取り組んでいきます。

次に、南海トラフ巨大地震への対応について申し述べます。

8月29日に内閣府から、南海トラフ巨大地震に関する津波高、想定浸水区域、被害想定が公表されました。県内では最大津波高が20メートルを超えるとされる市町が3市町、最大死者数は約4万3000人にも上るという衝撃的な内容でした。しかし、この値は、発生し得る最大クラスの地震、津波を千年・万年単位の時間軸で捉えたものです。私たちが今すぐにでも取り組むべ

き地震対策はむしろ、過去おおむね100年から150年ほどの間隔をもって実際に繰り返し発生し、大きな被害をもたらしてきたような地震への対応であると考えます。

引き続き、昨年10月に策定した、県民の生命を守ることを最優先とした三重県緊急地震対策行動計画に基づき、津波避難対策、耐震化などの取組を進めていきます。さらに、中期的かつ総合的な対策を講じていくため、今年度中に三重県新地震対策行動計画（仮称）の中間案を取りまとめ、国の方針等との整合性を図った上で、来年度の早い時期に策定することとしています。あわせて、三重県地域防災計画の抜本的な見直しを行います。

県民の皆様にも、生きるために備える、生きるために逃げる、自助、共助の取組を、さらに力強く着実に進めていただきたいと思います。

死者2名、行方不明者1名、建物の全半壊1158棟という被害を県内にもたらした紀伊半島大水害から1年が経過しました。被災施設の復旧などは着実に進んでいるものの、地域で暮らす皆さんにとっての復旧、復興はいまだ道半ばにあります。これまで以上にスピード感を持って復旧、復興に向けた取組を進めるとともに、関係市町と協力しながら進捗状況を丁寧に広報するなど、地域の皆さんの安心感につながる進行管理に努めます。

このような中、9月8日に東紀州地域における観光面での復興のアピールと地域の皆さんに元気を届けることを目的として、紀伊半島大水害復興イベント「行ってみよら♪東紀州元気祭」を熊野市において開催しました。当日は県内外から総勢9500人に及ぶ参加があり、地域の皆さんとともに観光面での復興をアピールすることができました。

また、7月22日から30日にかけて行われた第22回世界少年野球大会三重・奈良・和歌山大会は、国内外合わせて約6200人も参加を得て盛大に開催することができました。野球教室や交流試合、交流行事などを通じて、紀伊半島大水害で被災された地域とそこに暮らす皆さんに勇気と元気をお届けできたのではないかと感じています。

なお、国土交通省の平成25年度予算概算要求において、高規格幹線道路等

のミッシングリンクの整備が重点化項目として要求されていることから、平成24年4月に事業化に向けた調査着手が決定された近畿自動車道紀勢線の大泊から新宮間について、その事業化の実現に向けて国へ強く働きかけていきます。

東日本大震災による災害廃棄物の広域処理に関しては、岩手県久慈市の可燃物2000トンについて、環境省から受け入れの協力要請がありました。これは、国、被災地が災害廃棄物の処理完了の目標としている平成26年3月末までに、現地ではどうしても処理できない部分について要請されたものです。

災害廃棄物の処理が進まないことには、被災地の本当の復興はありません。県としては一日も早い被災地の復興に向けて協力していくために、県民の皆様様の安全・安心を最優先に安全なものだけを受け入れるという前提に立ち、独自に作成したガイドラインに沿って、受け入れに向けての調整を進めています。

久慈市の災害廃棄物については、県の調査においても放射能濃度の検査結果はほとんどが不検出であり、安全性については全く問題のないものです。また、風評被害への三重県独自の取組として、県民の皆様が風評被害に関して相談できる専用相談窓口を設置するとともに、未然防止対策を総合的に取り組む連絡会議を設け、不安の払拭に努めています。

現在、各市町等に対しまして受け入れについての検討をお願いするとともに、地元の方々にも丁寧に戻り説明し、理解を求めているところです。

また、森林づくりに関する税については、本年1月から7月にかけて開催した5回の森林づくりに関する税検討委員会において、導入の是非も含めて森林づくりに関する税のあり方や用途等に関する幅広い議論が行われました。そして、8月10日に、災害に強い森林づくりの重要性に鑑み、三重県独自の森林づくりに関する税の導入が必要であるとの答申をいただいたところです。この答申を受け、県としての森林づくりのための税の導入について検討してきました。

私としては、災害への対応が待ったなしであることや、森林の様々な恵み

を広く県民の皆様が享受していることを考慮し、三重県独自の森林づくりに関する税の導入を決意したところです。

今会議において、みえ緑と森のきずな税（仮称）の導入案をお示しし、県民の皆様や県議会、市町などから幅広く意見を伺いながら、導入に向けた取組を進めていきます。

スポーツについては、この7月から9月にかけて開催されましたロンドンオリンピック、パラリンピックにおいて、三重県出身選手のすばらしい活躍が、三重県中、日本中、世界中の人々に夢と勇気と感動を与えてくれました。

オリンピックでは、レスリング女子55キロ級で津市出身の吉田沙保里選手が、大変なプレッシャーの中、見事3連覇を果たし、金メダルを獲得されました。また、バレーボール女子では志摩市出身の山口舞選手の活躍が28年ぶりに日本に銅メダルをもたらし、サッカー男子では、名張市出身の山口螢選手の活躍により、44年ぶりのベストフォー進出を果たすことができました。

県民を挙げてこの栄誉をたたえるために、8月31日、吉田沙保里選手には三重県民特別栄誉賞を、山口舞選手には三重県スポーツ栄誉大賞を、山口螢選手には三重県スポーツ栄誉賞を授与いたしました。

また、パラリンピックにおいても、鈴鹿市在住の伊藤智也選手が最後のレースとして臨まれた陸上競技車椅子200メートル、400メートル、800メートルの3種目において銀メダルを獲得されました。車椅子テニスでは、四日市市出身の齋田悟司選手がベストエイト進出を果たされました。

そこで、伊藤智也選手には三重県民特別栄誉賞を、齋田悟司選手には三重県スポーツ栄誉賞を授与することとしました。

両大会に出場された選手の皆さんのこれまでの努力、試合に臨むひたむきな姿に多くの県民の皆さんが勇気づけられ、感動したことでしょう。夢と勇気と感動をありがとうと申し上げたいと思います。

第76回国民体育大会については、8月31日に県議会の皆様にも委員、参与に御就任いただき、第76回国民体育大会準備委員会の設立総会を開催いたしました。今後、会場地となる市町及び競技団体の意向調査や競技施設基準の

検討を行い、平成33年度の開催に向けての準備を進めます。また、平成30年度に三重県を中心に東海ブロックで開催予定の全国高等学校総合体育大会についても、各県における開催協議種目の調整などを進めています。

さて、県内経済を見ますと、依然として厳しい状況にあるものの、緩やかに持ち直しています。このような中、7月に策定したみえ産業振興戦略にも位置づけられている海外展開戦略に基づき、成長著しいアジア市場における県内中小企業の販路開拓をはじめとする海外展開を促進するため、9月13日から16日にかけて、私を団長とするミッション団を結成し、中国、タイを訪問してきました。

特にタイにおいては、産業交流を促進するためにタイ政府工業大臣と面会し、タイ国内への投資に関する優遇政策を担当する政府工業省直轄機関であるタイ投資委員会（BOI）との間で産業連携に関する覚書（MOU）の締結に向けて合意を得ることができました。

また、バンコク首都府、日本への送客を行っている大手観光事業者、日本の食材を扱う大手百貨店、スーパーマーケットチェーン店等を訪問し、観光や県産品など三重の魅力をアピールしてきました。引き続き幅広い観点から交流を進め、三重県への観光誘客の拡大、県産品の販路拡大等につなげていきます。

今後も上海及びバンコクに設置した三重県ビジネスサポートデスクを活用し、アジアにおける県内中小企業及び県産品の販路拡大等を支援していきます。

また、7月には日台友好三重県議会議員連盟の皆様や三重大学、関連企業等の皆様とともに台湾を訪れ、議員連盟からも御提案いただいていた2013日台観光サミットを三重県へ誘致することができました。台湾の観光事業者に対して三重県をPRできる絶好の機会を得ましたので、来年の開催が成功するよう準備を進めていきます。

さらに、日本の自治体としては初めて、台湾政府経済部のもとに設置された台日産業連携推進オフィスと三重県との間で産業連携に関する覚書（MOU）



を締結することができました。今後はこの覚書に基づき、それぞれの産業、企業の強味を生かす産業連携の実行計画を共同で策定し、具体的な取組を実施していきます。

なお、10月には台北で開催される台北国際旅行博に三重県ブースを出展する予定です。観光PRなどを行うことで三重県の認知度向上を図るとともに、台湾観光局や観光事業者との関係を強化し、継続的な誘客につなげていきます。

このような県内企業の海外展開を促進していく取組に加え、グローバル経済の中での企業活動を踏まえ、新しい企業立地促進制度や県内に既に立地している企業の再投資促進に向けた制度の検討を進めているところです。

三重県への観光誘客については、平成25年に式年遷宮、平成26年に熊野古道世界遺産登録10周年を控え、三重県への注目がますます高まるこの機会を生かして、県民の皆様や市町、企業等と一体となった三重県観光キャンペーン（仮称）を平成25年4月から3年間展開します。

本キャンペーンでは、三重の魅力を広く情報発信するとともに、来訪者の周遊性、滞在性を向上させ、満足度を高めることにより、神宮式年遷宮後も多くの観光客に訪れていただける魅力あふれる観光地の構築を目指していきます。

10月には本キャンペーンを推進していくために、県、市町、観光事業者等で三重県観光キャンペーン推進協議会（仮称）を設立するとともに、11月には伊勢市内においてキックオフ大会の開催を予定しているところです。

また、三重県には魅力的な地域資源が多くありますが、首都圏をはじめ全国的な知名度は必ずしも高くない状況です。そこで、日本の情報発信の中心であり、非常に大きな市場である首都圏において、誘客や販路拡大等の営業活動を戦略的、総合的に進めるために、平成25年の夏に首都圏営業拠点を東京日本橋に整備したいと考えています。

日本橋は三井家をはじめとする伊勢商人ゆかりの地であり、また、江戸時代には多くの人々が参詣した伊勢神宮への旅の出発地でもありました。この

ような歴史的なつながりから、首都圏の皆さんにも三重とのかかわりを理解していただきやすく、また、多くの三重ゆかりの企業との連携が期待できることから、日本橋を選んだところです。首都圏営業拠点が様々な三重の魅力を予感、体感できる場所になるよう、今後、詳細を検討していきます。

三重県では初めての総合特区として、ライフイノベーション総合特区が7月25日に国から指定されました。これは、県内の患者約30万人分の統合型医療情報データベースをつくり、それを核に、臨床研究の促進や画期的な医療機器、福祉機器あるいは医薬品等をつくる環境を整えることで医療・福祉産業を集積し、雇用の拡大等により県内経済の活性化を生み出そうとするものです。

特区の支援措置期間の最終年度である平成28年度において、県内の経済効果は約650億円、雇用創出効果は約2400人としています。今後、規制の特例措置等を盛り込んだ総合特区計画を作成し、国の認定を受けた後、計画に基づいて種々の事業を展開していきます。

電力の安定供給に対する地域からの貢献及び木曾岬干拓地の有効利用を図るため、愛知県とともに木曾岬干拓地にメガソーラーを設置することとしました。発電規模は最大35メガワットであり、自治体が公募するケースでは日本で最大級の規模になります。現在、メガソーラーの設置運営事業者を公募しており、事業者には、メガソーラーの建設、運転、維持管理に加え、メガソーラーの整備を契機とした産業振興、環境教育など、一層の地域活性化につながる提案を求めているところです。すぐれた提案がなされることを期待しています。

昨年10月に滋賀県大津市でいじめを受けていた中学2年の男子生徒が自ら命を絶つという大変痛ましい事件が起きました。その後も各地でいじめに関する事件が伝えられ、大変残念に思う次第です。

三重県においてもいじめ問題への対応は緊急の課題であると捉え、7月20日に私と教育委員会委員長との連名で、「かけがえのない命！いじめを絶対に許さない緊急アピール」をいたしました。

現在、いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査を実施しており、10月上旬には結果を取りまとめ公表する予定です。

いじめを絶対に許さない、子どもたちを守り通すを念頭に置いて、各県立学校及び市町等教育委員会に対し、各学校におけるいじめ等の未然防止や実態把握、早期発見、早期対応に努めるよう要請するとともに、関係各機関と連携しながら必要な支援を行っていきます。

平成24年4月に行われました平成24年度全国学力・学習状況調査の三重県における結果については、残念ながら公立小・中学校の平均正答率が全国的に全国を下回っていました。また、平日の家庭学習の時間が同じく全国と比べて短い傾向にあることもわかりました。今後、三重大学と連携して調査結果の詳細な分析を行い、課題を把握した上で、授業改善に向けた取組への支援や子どもたちの学習習慣、生活習慣の改善のために市町が行う取組への支援等を進めていきます。

また、学校、家庭、地域が一体となって取り組むみえの学力向上県民運動を、今年度から4年間にわたって展開していきます。この県民運動を推進するため、10月に、学識経験者、企業、学校、社会教育関係者を構成員とするみえの学力向上県民運動推進会議を設置し、読書活動の推進や家庭における学習習慣、生活習慣の定着など、学力向上に向けた取組方策について幅広く議論いただくとともに、積極的に普及啓発活動などを行っていただく予定です。

みえ県民力ビジョンを進行管理するためのPDCAサイクルのプラン、計画に位置づけられた単年度の方針である平成25年度の経営方針（案）の策定に当たっての考え方について申し述べます。

平成25年度は、みえ県民力ビジョンの2年目を迎え、これまで県政を取り巻く様々な政策課題に対応するため、新たな事業や制度の構築、計画の策定などを行ってきた成果が求められる年になると考えています。

基本的には、みえ県民力ビジョン・行動計画に掲げた各施策等の目標達成

に向けて、戦略的に取組を推進していきます。また、施策等の展開に当たっては、県民の皆様や市町など様々な主体との協創の取組を進めるとともに、部局横断的に効果的、総合的な取組を進めます。

特に、これまで申し述べてきた取組も含め、平成25年の式年遷宮や平成26年の熊野古道世界遺産登録10周年を契機とした観光誘客、防災・減災対策の推進、紀伊半島大水害からの復旧・復興、地域の一体感と活力を生み出すスポーツの振興、みえ産業振興戦略に基づく産業振興、県民全体で取り組む学力向上など、選択・集中プログラムを中心に取り組むことを考えています。

あわせて、国の動向等を踏まえつつ、財政運営、組織運営などの行政運営に関する基本的な考え方を一体的に示すこととしています。

現在、今年度取り組んでいる選択・集中プログラムの上期の進捗状況の検証作業を行い、平成25年度に向けての課題やその具体的な展開方向について検討しているところです。

なお、平成25年度の経営方針（案）については10月に説明させていただき、その後の議論や諸情勢の変化を踏まえて最終案を平成25年第1回定例会2月会議において説明したいと考えていますので、御理解いただきますようお願いいたします。

行財政改革については、昨年度策定した三重県行財政改革取組に基づき、52の具体的取組を進めているところであり、上期の進捗状況を今会議で報告するとともに、県民の皆様に公表していきます。

今年度上期では、特に三重県職員人づくり基本方針（仮称）の策定、予算編成プロセスの見直し、政策を推進するための新たな仕組みの構築について、若手職員等によるワーキンググループを設置し、調査や検討を重ねてきたところです。8月末までにそれぞれのワーキングから報告を受けましたので、今後それらを踏まえて、県としての方針の策定や仕組みの構築などを進めていきます。

なお、予算編成プロセスの見直しについては、財政状況がより一層深刻になる中で、翌年度の税金の使い道をオープンに議論し、これまでの事業の成

果を検証しつつ、県民ニーズや社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる予算編成を実現しようとするものです。

このため、従来の施策別財源配分制度を廃止し、施策や事業の優先度判断に基づき、限られた財源を柔軟に無駄なく配分できる仕組みに改めます。あわせて、知事と部局長による協議を充実させるとともに、協議の場を公開することで予算編成過程の透明化を図っていきます。

地域機関については、県組織全体として、現場重視でみえ県民力ビジョンに掲げる施策の的確な推進を図るため見直しを行います。具体的には、本庁部局再編などを踏まえて、県民の皆様から見てわかりやすく簡素な組織体制を目指していく中で、地域防災総合事務所（仮称）の設置や児童相談体制の強化など、県民の皆様のお安全・安心の確保に関する体制の充実を図るとともに、南部地域の活性化に向けた取組など、全県一律の機能にこだわらず、地域の特性に応じた組織体制を構築していくことを考えています。

なお、予算編成プロセスの見直し、地域機関の見直しの詳細については、今会議において説明いたします。

引き続き、上程されました補正予算2件、条例案8件、その他議案5件、合わせて15件の議案について、その概要を説明いたします。

議案第1号及び第2号の補正予算は、宮川ダムゲートの災害復旧工事や首都圏における営業拠点の整備に必要な費用を計上するほか、放課後児童クラブの運営に対する補助金の増額などに要する経費について補正を行うもので、各会計の補正額は、一般会計で10億6281万8000円、企業会計で2億5480万円をそれぞれ増額するものです。

まず、一般会計についてその概要を説明いたします。

歳入の主なものとして、分担金及び負担金について、宮川ダムゲート復旧工事に係る企業庁からの負担金で2億5480万円、国庫支出金について、災害土木復旧費負担金で7263万6000円を増額するなど1億593万8000円、それぞれ増額しています。

また、県債について、宮川ダムゲート復旧工事に係る県債で6800万円を増

額する一方、こども心身発達医療センター（仮称）整備に係る県債で3100万円を減額するなど、合わせて4300万円を増額しています。

さらに、基金繰入金について、緊急雇用創出事業臨時特例基金で3億2890万4000円、財政調整基金で2億3071万9000円それぞれ取り崩すなど、合わせて6億5906万4000円を増額しています。

歳出については、首都圏において三重の認知度向上、誘客、販路拡大等の営業活動を戦略的、総合的に進めるため、平成25年夏に開設を予定している営業拠点の整備を行う経費として8969万8000円、放課後児童クラブの運営等に対する市町への補助金について、所要額調査の結果を踏まえて増額するための経費として6978万7000円、それぞれ増額しています。

また、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、失業者への雇用・就業機会の提供を行う経費として3億2892万円、県内中小企業が新技術の開発等により製品の高付加価値化を高めるために実施する建物、機械設備等への投資に対して補助を行う経費として7174万2000円、平成25年度に三重県での開催が決定した2013日台観光サミットに向けて、台湾の政府関係者及び観光事業者等との関係を強化し、台湾からの観光客の増加に向けた取組を行う経費として597万7000円、それぞれ増額しています。

さらに、安心こども基金を活用し、保育所が提供する給食の放射性物質検査を行う市町に対して補助を行う経費として3434万円、南部地域活性化基金を活用し、南部地域で就農活動や漁業実習を行っている若者等が安定的に収入を確保し、地域に定住できるよう取組を行う市町等に対して補助を行う経費として155万5000円、4月30日からの大雨により被災した宮川ダムゲートの復旧工事を行う経費として4億円、大台厚生病院の移転整備に伴い、旧宮川高等学校の解体撤去を行う経費として9564万3000円、こども心身発達医療センター（仮称）の整備を契機に、津市立高茶屋小学校、南郊中学校のあすなる分校、県立城山特別支援学校草の実分校及び県立緑ヶ丘特別支援学校を県立特別支援学校として再編し、新たな学校の整備に必要な建築設計等を行う経費として753万3000円、それぞれ増額しています。

こども心身発達医療センター（仮称）の整備については、整備予定区域の変更に伴い、用地測量や地質調査経費等の増額を行う一方、建築設計業務については工程を見直し、4237万7000円を減額しています。

これらの歳入歳出予算のほか、債務負担行為の追加及び変更並びに地方債の変更とともに、繰越明許費を提出しています。

次に、企業会計について説明いたします。

電気事業会計について、被災した宮川ダムゲートの復旧工事に伴い、2億5480万円を増額しています。

以上で補正予算の説明を終わり、引き続き、条例案等の諸議案について説明いたします。

議案第3号は、県の条例の一斉点検・見直しにより、存続させる必要のなくなった条例を廃止するとともに、関係条例の規定を整理するものです。

議案第4号は、関係政令等の一部改正に鑑み、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定めるものです。

議案第5号は、関係法律の一部改正等に鑑み、指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定めるものです。

議案第6号は、職員が東日本大震災に対処するため警戒区域等において作業に従事した場合の危険作業手当について、区分及び額の上限を改正するものです。

議案第7号及び第8号は、関係法律の一部改正等に鑑み、関係規定を整備するものです。

議案第9号は、国民健康保険法の一部改正に鑑み、調整交付金の配分割合等について改正を行うものです。

議案第10号は、松阪都市計画区域、嬉野都市計画区域及び三雲都市計画区域が松阪都市計画区域に変更されたことに伴い、規定を整理するものです。

議案第11号から第13号までは、工事請負契約を変更しようとするものです。

議案第14号は、財産を取得しようとするものです。

議案第15号は、三重県工業用水道事業会計の平成23年度の未処分利益剰余

金について、処分を行おうとするものです。

以上で諸議案の説明を終わり、次に、認定議案について説明いたします。

認定第1号から第4号までは、水道事業会計、工業用水道事業会計、電気事業会計及び病院事業会計の平成23年度決算について、それぞれ認定をお願いします。なお、企業会計に係る平成23年度決算については、監査委員の審査を経ておりますことを申し添えます。

最後に、報告事項について説明いたします。

報告第1号から第21号までは、議会の委任による専決処分をしましたので、報告するものです。

報告第22号は、議会の議決すべき事件以外の契約等について、条例に基づき報告するものです。

報告第23号は、関係法律に基づき、企業会計の資金不足比率について報告するものです。

なお、企業会計の資金不足比率については、監査委員の審査を経ておりますことを申し添えます。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本教和） 以上で提出者の説明を終わります。

## 常 任 委 員 長 報 告

○議長（山本教和） 日程第4、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、防災県土整備企業常任委員会及び予算決算常任委員会から調査の経過について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。津田健児防災県土整備企業常任委員長。

〔津田健児防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（津田健児） 議長のお許しをいただきましたので、去る9月12日に鳥羽港改修工事にかかわる調査報告について



開催した本委員会において、特に議論のありましたことについて申し述べます。

まず、1点目は、発注者と受注者との関係についてであります。

調査結果において、事故繰越の進める過程で、事故繰越の妥当性を説明するため虚偽の資料を作成し、その作成に必要な資料について、受注者に対しても作成を依頼していた報告がありました。これは、発注者と受注者の本来あるべき関係とは言えないところです。

県民は、こうした発注者と受注者との関係に目を光らせています。このため、今後その適正な関係の維持に努めることを要望します。

2点目は、工程管理等のための技術力向上についてであります。

今回の不適正な工事手続については、厳しい工期の中にあって、工事の各工程における進捗管理が十分に行われていたのかと感じざるを得ず、的確な工程管理等を進めることができるよう、不断に職員の技術力向上に取り組むよう要望します。

3点目は、工事施工と予算の関係についてであります。

そもそも事故繰越とは、自然災害による工事の遅れ等、避けられない事由がなければ認められないことから、事故繰越をしなくてもよい県予算の仕組みを検討する等、今後の対策が望まれるところです。

なお、現在取り組まれている紀伊半島大水害による災害復旧等でも多くの工事発注を進めていますが、これらに関しても早目の予算上の対応に努めるよう要望します。

4点目については、職員の事業に取り組む姿勢についてであります。

昨年の東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓を踏まえ、当局においては地域の安全・安心を支える施設の整備に、また、地域の経済活動を支える施設の整備等に取り組んでいるところですが、今回の事案により職員の姿勢が萎縮することがないよう、引き続き県民のために使命感を持って各事業に取り組むよう、その環境整備を踏まえて十分な対応を行うことを要望します。

5点目は、情報公開制度に関する意識についてであります。

今回の事案において、不適正な工事手続について問われることを避けるため、公文書の書きかえ等を行ったと、職員による行為の背景、要因が調査結果に示されています。情報公開制度は県民の知る権利を保障し、県政発展につながるものであります。また、職員が業務を遂行する上での基本的なものであり、その適切な運営の意識が欠けていたと言わざるを得ず、今後の徹底を要望します。

最後に、工期の設定とその延長に関することについてであります。

今回の防波堤の本体製作工事においては、工期を平成21年9月14日から平成22年3月30日までの198日間とする契約を締結しています。しかしながら、その締結2週間後の受注者と県との打ち合わせにおいて、工期を平成22年6月末までとすることについて受注者からの提案があり、県はこれを了承する工事打ち合わせ簿が作成されている等の状況について、委員からは整合性がとれていない等の幾つかの意見が出されたこともあり、次回の本委員会において引き続き調査をしていきます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本教和） 前田剛志予算決算常任委員長。

〔前田剛志予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（前田剛志） 予算決算常任委員会における平成24年版成果レポートに関する調査につきまして御報告申し上げます。

本委員会においては、予算編成が始まる以前の段階から前年度の政策評価の調査を行い、今後の県政運営につなげる提言を行っているところであります。

さて、平成24年版成果レポートにおいては、みえ県民力ビジョン・行動計画の政策体系における施策や行政運営の取組ごとに得られた成果や残された課題、平成24年度の改善のポイントと取組方向が示されました。

三重県議会としても、この成果レポートを今後の県政運営につなげるための検証のツールとして活用し、第1回定例会の会期中に各行政部門

別常任委員会で所管する施策や行政運営の取組の調査を行いました。

また、閉会中の7月13日には予算決算常任委員会を開催し、各行政部門別常任委員会でまとめられた意見を参考として、予算決算の観点から総合的、総括的な調査を行いました。

これらの調査の中で出された意見や提言は、「『平成24年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書」として取りまとめ、去る8月1日に、副委員長と各行政部門別常任委員長とともに、知事に対して申し入れを行いました。

内容といたしましては、各行政部門の課題に対する意見をはじめ、紀伊半島大水害からの復旧・復興に向けた取組や南海トラフ巨大地震等大規模災害に対する新たな防災・減災対策の取組を要望するとともに、財政運営においては、みえ県民力ビジョンを着実に推進するため、必要な財源の確保と持続可能で健全な県財政の確立に努められることを要望いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本教和） 以上で常任委員長の報告を終わります。

## 特 別 委 員 長 報 告

○議長（山本教和） 日程第5、特別委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、議員提出条例検証特別委員会から調査の経過について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。中嶋年規議員提出条例検証特別委員長。

〔中嶋年規議員提出条例検証特別委員長登壇〕

○議員提出条例検証特別委員長（中嶋年規） 議員提出条例検証特別委員会における調査の経過につきまして御報告を申し上げます。

本委員会は、議員提出条例の検証を目的に設置されました。

議員提出条例については、議決の意思どおりに運用されているか、ま

た、県民の意識や制定後の社会情勢の変化などを勘案し、適宜検証を行っていくことが必要であると考えます。

議員提出条例は全部で23本ありますが、委員会では三つの大枠な基準を設定して、詳細検証すべき条例の選定を行いました。その三つの基準は、一つ目が、公布後3年以内の条例及び失効済みの条例を除く、二つ目は、既に検証が済んでいたり、検証中などの条例を除く、三つ目は、議会の運営や議員等に関する条例を除くとして、これら以外の条例について詳細な検討を行うこととしました。

その結果、6本の条例、具体的には、議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例、県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例、三重県地域産業振興条例、三重の森林づくり条例、三重県地域づくり推進条例、三重県食の安全・安心の確保に関する条例について詳細な検証をすることとしました。

これら6本の条例については、その執行状況について執行部から聴き取り調査を行い、執行部の作成した条例の点検・見直しシートの結果は適切か、条例の目的は達成されているか、条例は時代の変化に合っているかの視点で、委員それぞれが検証シートの作成を行い、廃止、見直し、継続のいずれかの結論を付した判断をいたしました。その後、検証シートの集計結果をもとに委員間討議を行い、条例の内容を見直す必要があるか、検討を行いました。

6本の条例について検証した結果、まず、議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例、県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例、三重県食の安全・安心の確保に関する条例については、条例の内容を見直す必要がなく、全員一致で継続すべきと判断いたしました。

また、三重の森林づくり条例と三重県地域づくり推進条例については、条例の内容を見直す必要はないと判断いたしましたが、運用面等について、当委員会として次のとおり意見を申し述べます。

まず、三重の森林づくり条例についてであります。

森林の有する多面的機能による恩恵は山間部から都市部まで全ての県民に及ぶものです。森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって、環境への負荷が少ない循環型社会の構築のために、県当局におかれては、条例の理念が都市部の住民も含めた県民全体に理解される取組を強化されることを要望します。

次に、三重県地域づくり推進条例についてであります。

人口分布、産業構造などに地域間格差のある三重県にあっては、地域づくりの推進に県の関与や条例の理念である多様な主体との協働による取組が必要です。

県当局におかれては、条例の理念が施策に十分反映されるよう、地域連携部のみならず、各部局が条例の理念を意識した地域づくりの取組を連携して推進されることを要望します。

以上、申し述べましたが、私ども議会においても議員提出条例については、提案した経緯を踏まえ、条例の目的どおりに事務が執行され、条例が有効に機能しているか常に監視、評価していく必要があることを申し添えます。

最後に、三重県地域産業振興条例については、引き続き検証を行うこととしました。

本条例の検証のポイントとして、産業分野別の振興条例であります三重の森林づくり条例、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例、みえの観光振興に関する条例の3本の条例との間に整理すべき課題があるか、また、地域という視点が産業振興の条例に必要なかどうかなど、県内産業をめぐる環境の変化に条例が適合しているかを検討することとしています。

今後も引き続き三重県地域産業振興条例について検証を行い、年内をめどに検証結果を取りまとめ、必要に応じ条例の改廃を含めた見直しを行うこととします。

以上をもちまして、本委員会の中間報告といたします。ありがとうございました。

- 議長（山本教和） 以上で特別委員長の報告を終わります。  
これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

- 議長（山本教和） お諮りいたします。明19日から23日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本教和） 御異議なしと認め、明19日から23日までは休会とすることに決定いたしました。

9月24日は定刻より、各会派の代表による県政に対する質問並びに議案に関する質疑を行います。

## 散 会

- 議長（山本教和） 本日はこれをもって散会いたします。  
午前10時58分散会